

医政発1013第4号
令和4年10月13日

別記団体の長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について

標記につきまして、別添のとおり各都道府県知事、各地方厚生（支）局長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

(別記)

公益社団法人 日本医師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
一般社団法人 日本社会医療法人協議会
公益社団法人 日本精神科病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 国立大学附属病院長会議
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 全国公私病院連盟
一般社団法人 日本慢性期医療協会
社会福祉法人 恩賜財団済生会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
公益社団法人 日本助産師会
一般社団法人 日本精神科看護協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
全国厚生農業協同組合連合会
社会福祉法人 北海道社会事業協会
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
独立行政法人 地域医療機能推進機構
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
防衛省人事教育局衛生官
文部科学省高等教育局医学教育課
全国知事会
全国都道府県議会議長会
全国市長会
全国市議会議長会
全国町村会
全国町村議会議長会

医政発0825第1号
令和4年8月25日

各都道府県知事 殿
各地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省医政局長
（公印省略）

医療法施行規則の一部を改正する省令の公布について

医療法第12条の3第1項の規定に基づく特定機能病院の業務報告については、「医療機関等情報支援システムを活用した業務報告の実施につきまして」（令和4年2月25日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）においてお示ししていたとおり、業務の負担軽減やデータ管理の利便性等の観点から、令和4年4月1日以降の業務報告書は、医療機関等情報支援システム（Gathering Medical Information System。以下「G-MIS」という。）を用いた提出方法へ移行する予定です。

これを踏まえ、本日、医療法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第115号）が別添のとおり公布され、令和4年8月25日から施行されることとなりました。

改正の概要等は下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、地方厚生（支）局におかれては、貴管内の特定機能病院に対し、周知をお願いいたします。

なお、令和4年度の特定機能病院の業務報告については、各地方厚生（支）局特定機能病院担当者宛てに、業務要領の改正等の内容を含む事務連絡を、令和4年9月中に別途発出する予定です。

記

第1 改正の概要

特定機能病院の開設者による業務報告書については、G-MISを利用した方法又は書面により提出をすること。

第2 施行期日

改正省令は令和4年8月25日から施行すること。

○厚生労働省令第百十五号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十二条の三第一項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月二十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第九條の二の二（略）</p> <p>2 前項の報告書は、次に掲げる方法のいずれかにより、毎年十月五日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>一 電磁的方法を利用して当該提出をすべき特定機能病院の開設者、厚生労働大臣及び第五項の規定により当該報告書の写しの送付を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法</p> <p>二 書面の提出</p> <p>3 前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に第一項の報告書に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、法第十二条の三第一項の規定により提出をすべき特定機能病院の開設者が、当該開設者及び厚生労働大臣が当該情報を記録し、かつ、当該開設者、厚生労働大臣及び第五項の規定により当該報告書の写しの送付を受けるべき都道府県知事が当該情報を閲覧することができる方式に従つて行うものとする。</p> <p>4 第一項の報告書の提出は、前項の規定により当該開設者が厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録をした時に厚生労働大臣に到達したものとみなす。</p>	<p>第九條の二の二（略）</p> <p>2 前項の報告書は、毎年十月五日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

5 厚生労働大臣は、第一項の報告書が提出されたときは、遅滞なく、病院所在地の都道府県知事に当該報告書の写しを送付しなければならない。ただし、当該報告書が第二項第一号に掲げる方法により提出された場合は、当該送付が行われたものとみなす。

3 厚生労働大臣は、第一項の報告書が提出されたときは、遅滞なく、病院所在地の都道府県知事に当該報告書の写しを送付しなければならない。

4 （略）

附 則
この省令は、公布の日から施行する。